

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第6号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	(1) 市立幼稚園における用務業務に従事する者の勤務時間等について、幼稚園の実態に合わせて設定できるよう所要の改正を行うものであること。 (2) 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
議案(報告)の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 市立学校園において用務業務に従事する者の勤務時間等について、現行、校種に限らず一の特例としているところ、市立幼稚園における用務業務に従事する者の勤務時間、休憩時間等の特例を新たに定めるもの 【勤務時間】午前8時30分から午後3時まで (課長が指定する日は午前8時30分から午後3時15分まで 又は午前8時30分から午後5時まで) 【休憩時間】正午から午後0時45分まで (2) 規定の整備を行うもの  2 施行期日 令和4年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他 ( )

議案第6号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和4年3月14日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務課（各 市立学校 （幼稚園 を含む。） における 用務業務 に従事す る者に限 る。）	午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時から 午前11時 45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
---	-------------------------	---------------------------	--------------------	--

を

」

「

総務課（各 市立学校 （幼稚園 を除く。） における 用務業務 に従事す る者に限 る。）	午前8時から 午後4時30 分まで	午前11時から 午前11時 45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
総務課（各 市立幼稚園 における 用務業務 に従事す る者に限 る。）	午前8時30 分から午後3 時まで（課長 が指定する日 は午前8時30 分から午後3 時15分まで 又は午前8時 30分から午後 5時まで	正午から午後 0時45分ま で	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

に

	で)			
--	----	--	--	--

改める。

別表中「学校指導課」を「教育課程課」に改める。

#### 附 則

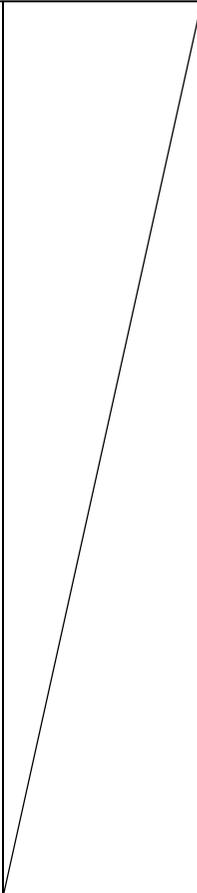
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

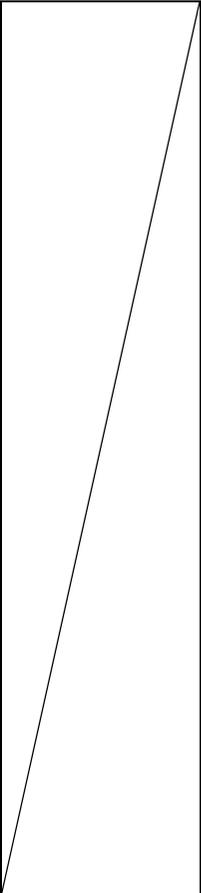
堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
総務課 （各市 立学校 （幼稚園 園を含む。）に おける 用務業 務に従 事する 者に限 る。）		午前8時から	午前11時か	(1) 日曜	(1) 国民の祝	総務課 （各市 立学校 （幼稚園 園を除 く。）に おける 用務業 務に従 事する 者に限 る。）		午前8時から	午前11時か	(1) 日曜	(1) 国民の祝
		午後4時30 分まで	ら午前11時 45分まで	日 (2) 土曜 日	日に関する法 律（昭和23 年法律第17 8号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日（前号 に掲げる日を 除く。）			午後4時30 分まで	ら午前11時 45分まで	日 (2) 土曜 日	日に関する法 律（昭和23 年法律第17 8号。以下「祝 日法」とい う。）に規定 する休日 (2) 12月2 9日から翌年 の1月3日ま での日（前号 に掲げる日を 除く。）
(略)						総務課 （各市 立幼稚 園にお		午前8時30	正午から午後	(1) 日曜	(1) 祝日法に
								分から午後3 0時45分ま で（課長 が指定する日	0時45分ま で	日 (2) 土曜 日	規定する休日 (2) 12月2 9日から翌年

						ける用 務業務 に従事 する者 に限 る。)	は午前8時3 0分から午後 3時15分ま で又は午前8 時30分から 午後5時ま で)			の1月3日ま での日(前号 に掲げる日を 除く。)
(略)										
学校指 導課(み はら大 地幼稚 園にお ける保 育補助 員の職 にある 者に限 る。)	午前8時から 午後3時45 分までの範囲 内で、休憩時 間を除き、7 時間を超えな い時間とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	1日の勤務時 間が6時間を 超える場合に あっては、午 前11時から 午後2時まで の範囲内で4 5分とし、課 長が職員ごと に指定する時 間	(1) 条例 第3条第 3項に規 定する勤 務日以外 の日 (2) 堺市 立学校管 理運営規 則(昭和 32年教 育委員会 規則第9 号)第2 条第2項		教育課 程課(み はら大 地幼稚 園にお ける保 育補助 員の職 にある 者に限 る。)	午前8時から 午後3時45 分までの範囲 内で、休憩時 間を除き、7 時間を超えな い時間とし、 課長が職員ご とに指定する 時間	1日の勤務時 間が6時間を 超える場合に あっては、午 前11時から 午後2時まで の範囲内で4 5分とし、課 長が職員ごと に指定する時 間	(1) 条例 第3条第 3項に規 定する勤 務日以外 の日 (2) 堺市 立学校管 理運営規 則(昭和 32年教 育委員会 規則第9 号)第2 条第2項		

				に規定する休業日 (前号に掲げる日を除く。)					に規定する休業日 (前号に掲げる日を除く。)	
学校指導課(外国語指導助手の職にある者に限る。)	午前9時20分から午後4時5分まで (課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分まで)	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	教育課程課(外国語指導助手の職にある者に限る。)	午前9時20分から午後4時5分まで (課長が指定する日は午前8時20分から午後3時5分まで)	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	
学校指導課(学校図書館職員の職にある者に限る。)	午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間15分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	教育課程課(学校図書館職員の職にある者に限る。)	午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、7時間15分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	

<p>学校指導課（学校司書に限る。）</p>	<p>午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、4時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>休憩時間を与える場合にあっては、左記の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (3) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項に規定する休業日（前2号に掲げる日を除く。）</p>	
(略)				

<p>教育課程課（学校司書に限る。）</p>	<p>午前8時30分から午後5時までの範囲内で、休憩時間を除き、4時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>休憩時間を与える場合にあっては、左記の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (3) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項に規定する休業日（前2号に掲げる日を除く。）</p>	
(略)				